

東日本大震災被災者支援情報

各種制度への申請は済んでいますか？

国や県・市では、被災者のための生活を支援する各種制度があります。まだ申請が済んでいない人は、申請期限などを確認の上、手続きを行ってください。

なおうれしい情報は、市ホームページで見ることができます。

申：申し込み
問：問い合わせ

国の被災者生活再建支援金制度

住宅が被害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する場合、支援金が交付されます。

要件

- ①「全壊」または「大規模半壊」被害を受けた場合。
- ②「大規模半壊」または「半壊」被害を受け、倒壊による危険防止などのため、やむなく住宅を全部取り壊した場合。
- ③「一部損壊」被害を受け、敷地に被害が発生し、倒壊による危険防止などのため、やむなく住宅を全部取り壊した場合。

申請期限

- 基礎支援金…4月10日(木)
- 加算支援金…平成27年4月10日(金)

申請期限
国・企画政策課政策推進班(☎62・5367)

旭市液状化等被害住宅再建支援事業

住宅や住宅の地盤に液状化などの被害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する場合、支援金を交付します。

要件

- ①「半壊」または「一部損壊」被害を受けた住宅の地盤を復旧した場合。
- ②「半壊」被害を受けた住宅を

補修した場合。

- ③居住していなかった住宅(別荘、空き家など)を、全部取り壊した場合。

申請期限

申請期限
平成27年3月31日(火)
国・企画政策課政策推進班(☎62・5367)

旭市津波被災住宅再建支援事業

住宅が津波被害(床上浸水)を受けた世帯で、次のいずれかに該当する場合は、支援金を交付します。

要件

- ①「全壊」または「大規模半壊」被害を受け、市内に住宅を建

設または購入した場合。

- ②「半壊」被害を受けた住宅を全部取り壊し、市内に住宅を建設または購入した場合。
- ③「全壊」または「大規模半壊」被害を受け、住宅を補修した場合。

申請期限

申請期限
平成28年4月11日(月)
国・企画政策課政策推進班(☎62・5367)

地盤を復旧した場合。

- ⑥「半壊」被害を受け、住宅を補修した場合。

旭市被災者住宅再建資金利子補給制度

居住していた住宅に被害を受

旭市災害公営住宅(復興住宅)の入居者を追加募集

震災で住宅を失い、住まいの確保が困難な人の住居となる、復興住宅の入居者を追加募集します。

募集住宅／復興住宅(萩園1810)

住宅形式／集合住宅、鉄筋コンクリート3階建て

募集戸数／1戸(1DK)

家賃／入居世帯員全員の月収や、間取りなどから算出

募集期間／2月17日(月)～28日(金)

※土・日曜日を除く。

申し込み方法／入居申込書に必要事項を記入し、持参または郵送で申し込んでください。

※28日必着

申込書の配布場所／財政課、各支所、両仮設住宅の集会所

申し込み(入居)の主な資格／●震災で住宅を失った(全壊または大規模半壊などで、住宅の解体を余儀なくされた)世帯で、住宅に困窮している ●住宅再建に関する補助金(被災者生活再建支援金の加算支援金など)を受けていない世帯

※このほかの要件、入居決定方法などは、申込書の「募集案内」で確認できます。

国岡〒289-2595 旭市二の1920 財政課 管財営繕班(☎62-5315)

固定資産税・都市計画税の軽減措置

住宅が「半壊」以上の被害を受けた場合などは、固定資産税・都市計画税の軽減措置があります。

●代替え土地を平成33年3月31日(水)までに取得した場合、被災した住宅の敷地相当分に、取得した翌年度から3年間、住宅用地の特例が適用されます。

●前記のうち自らが居住するための住宅として、平成26年12月31日(水)までに市内に取得した場合、取得した翌年度から6年間、その住宅の税額は全額免除になります。

●「半壊」以上の建物に代わる建物(中古を含む)を取得した人

●被災建物を平成33年3月31日までに建て替えた場合、また

けた人が、住宅の再建のために金融機関などから必要な資金を借り入れた場合、金利の一部を補助します。

●「半壊」以上の住宅の敷地を所有、または土地を買い替えた人

●住宅が再建されず空き地(さら地)の場合、平成33年度分の課税まで住宅用地の特例が適用されます。

※融資の実行を受けたものに限る。

●国岡都市整備課建築班(☎62-5895)

●国岡都市整備課資産税班(☎62-5323)

介護保険利用者負担額の減免

要介護・要支援認定者の居住する住宅が「半壊」以上の被害を受けた場合、または世帯の生計を維持する人が、死亡、行方不明、重大な障害などにより、収入が著しく減少した場合に、介護保険サービス利用者自己負担額を減免します。

減免期間

平成23年3月11日～26年3月31日

申請期限

4月30日(水)

国岡高齢者福祉課介護保険班(☎62-5308)

災害援護資金の貸し付け

住宅や家財などに被害を受けた世帯に対し、生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。

償還期間

13年(据え置き期間含む)

利率

無利子(連帯保証人あり)、年1.5%(連帯保証人なし)

申請期限

平成30年3月31日(土)

国岡社会福祉課社会班(☎62-5317)

東日本大震災復興緊急保証制度

直接的な被害や風評被害などを受けている中小企業者で、次のいずれかに該当する場合、資金繰り支援の融資を行います。

要件

①登記上の本店所在地が市内にある法人

②営業本拠地が市内である個人事業主

融資期間

10年以内(据え置き2年以内)

保証料率

0.8%以下

利率

金融機関所定利率

申請期限

3月31日(月)

国岡商工観光課商業振興班(☎62-5874)